平成 31 年度長野県歯科保健対策事業（案）

市　町　村　支　援

【技術的支援】

１　市町村歯科保健担当者研修事業

（１）目　　的

長野県歯科保健推進条例に基づき、県民の歯科保健に関する健康づくりを推進するため、市町村歯科保健担当者等を対象とした研修会を開催し、時代に応じた専門的歯科口腔保健行政が展開できるよう、資質の向上を図る。

（２）事業概要

（根拠）　長野県歯科保健推進条例　第４条、第９条、第 10 条（１）（２）（３）

〇市町村歯科保健担当者研修会の開催

・対象者　　市町村の歯科保健担当者等

・内　容　　乳幼児期から高齢期、要介護高齢者等への効果的・効率的な歯科口腔保健事業の実施について

・回　数　　年１回

２　フッ化物応用推進事業

（１）目　　的

子どもたちの口腔の健康を増進させる観点から、むし歯予防としてのフッ化物応用に関する取組の推進を図る。

（２）事業概要

（根拠）　長野県歯科保健推進条例　第 10 条(2)

〇フッ化物洗口推進研修会の開催

・対象者　　保育所・幼稚園の担当歯科医師、学校歯科医、養護教諭、市町村歯科保健担当者、市町村教育委員会担当者等

・内　容　　フッ化物洗口の有効性、安全性、実施方法について

・回　数　　年１回

【事業支援】

３　在宅重度心身障がい児者訪問歯科健診事業　（委託事業）

（１）目　　的

家庭介護を受けている在宅の重度心身障がい児（者）は、市町村や特別支援学校での歯科健診や歯科保健指導を受ける機会に恵まれない状況にあることから、在宅の障がい児（者）の口腔衛生の向上を通じて健康の保持・増進を図る。また、定期的に歯科健診やフッ化物応用を実施することで、歯科治療を必要とする疾患の発生を防ぐ。

（２）事業概要

（根拠）　長野県歯科保健推進条例　第 10 条（４）、第 12 条

○在宅重度心身障がい児者の健康を支える訪問歯科健診

・対象者　　重度身体障がい児・者のうち、家庭介護の状態にある児・者

・内　容　　家庭を訪問して歯科健診･保健相談、希望があればフッ化物塗布を行い、歯科治療が必要な場合は、県内の重度心身障がい者歯科診療施設と連携協力し、訪問歯科診療や病院の紹介等を行う。

・人　数　　65 人

４　拡　オーラルフレイル対策推進事業（委託事業）

（１）目　　的

口腔機能の軽微な衰え（滑舌の低下、食べこぼし、むせ、噛めない食品が増える等）がオーラルフレイルとされており、これが全身のフレイルの初期症状になると言われている。

歯科保健医療関係者等がオーラルフレイル対策に関する知識を深め、住民の状況に早期に気づき、予防や改善等に取り組めるよう人材育成し市町村の取組に対する支援を行う。

（２）事業概要

（根拠）　長野県歯科保健推進条例　第 10 条（４）（６）

○オーラルフレイル対策に関する人材育成事業

・対象者　　歯科医師、歯科衛生士、保健師等

・内　容　　オーラルフレイル対策を実施する歯科衛生士や保健師、及び専門職種を指導する歯科医師を育成するための研修会の開催

・回数等　　２回/年

○オーラルフレイルに関する市町村支援事業

・対　象　　主に 50 歳以上の住民

・内　容　　オーラルフレイル対策についてのコース講座等を開催する市町村へ歯科衛生士を派遣し講座等を実施

・回数等　　５市町村（１市町村当たり３回コース×１回）

普　及　啓　発

【歯科口腔保健の普及】

１　８０２０運動普及啓発事業

（１）　目　　的

部門別によい歯のコンクールを開催し、県民の歯科口腔保健に対する意識の高揚を図る。

（２）　事業概要

（根拠）長野県民よい歯のコンクール実施要項

親と子のよい歯のコンクール実施要領（長野県）

「親と子のよい歯のコンクール」実施要領（厚生労働省）

○県民よい歯のコンクールの実施（県歯科医師会と共催）

部　門	表　彰	選　考　基　準
親 と 子 の 部	最優秀賞１ 優秀賞　２	歯及び口腔が正常かつ疾病異常がなく健康であり、口腔清掃状態が良好である親子
８０２０の部	優秀賞　３ 努力賞　２	80歳以上で20本以上自分の歯を保っており、口腔清掃状態が良好である者

（３）　応募状況　（人）

部　門	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
親と子の部	27	22	26	19	24	37	22	21	24	17
８０２０の部	6	5	6	6	6	16	13	9	9	12

（４）　周知活動

実施要項(親と子の部は実施要領)とポスターの配布

・保健福祉事務所等：11 所
・市町村：77 所
・歯科医師会所属歯科医院　：975 所
・老人クラブ連合会：35 所
・後援団体：10 所

（５）　審　　査

審査会　「親と子の部」及び「８０２０の部」の審査

・期　日　　平成 31 年７月中旬
・場　所　　長野県庁内会議室

２　８０２０推進支援研修会事業

（１）目　　的

高齢に達しても、いつまでも自分の歯で噛み、健康的な食生活を送ることで病気になりにくい身体を手に入れ、ＱＯＬの向上に寄与し、健康長寿の伸延を目指す「80 歳になっても 20 本以上自分の歯を保つ」という８０２０運動を推進するため、歯科口腔保健向上にかかわる共通の知識の普及を図る。

（２）事業概要

（根拠）　長野県歯科保健推進条例　第４・７・９・10 条（９）

○歯っぴーながの８０２０推進県民大会での研修会の開催

・対象者　　歯科医療関係者、医療や介護専門職種の関係団体、行政、教育、一般県民
・内　容　　歯科口腔保健に関する最新の知見に関する事項等について普及啓発
・日　時　　平成 31 年 11 月 14 日（木）　午後１時～
・場　所　　長野市　「ホテル国際２１」　　（予定）

人　材　育　成　・　確　保

【歯科医師対象】

１　改　有病者歯科保健推進事業　（委託事業）

（１）目　　的

全身疾患を有する患者や生活習慣病患者等の歯科口腔保健の維持、歯科治療時の注意点等について、かかりつけ医と連携し、口腔機能の維持管理等を適切に指導できるよう歯科専門職の資質向上を図る。

（２）事業概要

（根拠）　長野県歯科保健推進条例　第５・６・７・10 条（２）

○有病者歯科保健研修事業

・対象者　　歯科医師等

・内　容　　生活習慣病や基礎疾患等を持つ患者の特異的な口腔内所見や歯科治療時に配慮する点等について研修会を開催

・開　催　　３圏域（北信、南信、中信）各１回 / 年

○有病者病診連携事業

・対　象　　歯科診療所、歯科・歯科口腔外科設置病院

・内　容　　重度疾患や複数の基礎疾患を持つ患者の歯科医療提供体制の把握

① 歯科診療所での対応状況等と、全身管理に関して後方支援となる歯科口腔外科設置病院等での受入れや相談体制等を確認し、双方の情報を共有することにより患者が歯科口腔医療を受けやすい環境を整備

② 得られた情報等について地域で周知・発信

２　歯科医療従事者認知症対応力向上研修事業（委託事業）

（１）目　　的

認知症患者の増加に伴い、歯科医療機関に軽度認知症患者が受診する機会が増加していることから、自院を受診中の患者について、認知症の疑いがある人に早期に気づき、対応するとともに、認知症の程度や状況に応じた歯科医療と適切な口腔機能管理を実施できる歯科医療従事者を養成する。

（２）事業概要

（根拠）　認知症介護基礎研修事業実施要綱、長野県歯科保健推進条例 10 条

○認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の内容に即した研修会の開催

・対象者　　歯科医師等

・内　容　　① 認知症の疑いがある人の早期発見等に関する事項

（厚生労働省が規定する研修プログラム内容）

・早期発見、早期対応の重要性、及び認知症の人と家族の生活を支える知識と方法等について

・認知症の人への対応の基本と歯科診療の継続のための方法等について

・認知症診断、ケア、連携に関する基本的な知識について

② 認知症と診断された患者に対する実際の状況に即した対応方法

・回　数　　３圏域（北信、南信、中信）各１回 / 年

【歯科衛生士対象】

３　歯科医療関係者人材育成支援事業　（補助事業）

（１）目　　的

進学前の生徒に対し、歯科衛生士という職業を紹介することで、歯科衛生士養成校の進学率を高めるとともに、出産・育児等で離職した未就業歯科衛生士を対象に、最新の歯科口腔医療等の状況について研修や実技指導等を実施することで歯科衛生士の確保を図る。

（２）事業概要

ア　事業内容　　高校生に対する職業紹介・相談会の開催
復職支援研修会の開催

イ　事業主体　　３事業者

ウ　補 助 率　　研修・相談会開催　：10/10

（３）事業予定

実施主体	内　　容
長野県歯科医師会 （全県）	高校生向け職業紹介、相談会の実施 未就業歯科衛生士復職支援研修会の開催
長野県歯科衛生士会 （全県）	診療部門復職支援研修会の開催 病院・施設部門復職支援研修会の開催 地域歯科保健部門復職支援研修会の開催 復職支援ワークショップの実施
歯科衛生士養成校協議会 （全県）	１日歯科衛生士体験学習会の開催

医　療　体　制　整　備

【地域・病院歯科口腔医療】

１　歯科医療安全管理体制推進特別事業（委託事業）

（１）目　　的

安全で安心な歯科口腔医療の供給体制を整えるとともに、質の高い歯科口腔医療を提供する。

（２）事業概要

（根拠）　医療法第６条（11）

○歯科医療安全管理体制のための講師養成研修会の開催

・対象者　　県内 20 郡市歯科医師会で講師となる担当歯科医師等

・内　容　　歯科医療機関として、安全で安心な質の高い歯科医療を提供するための基本的事項や、歯科診療所での感染症対策、院内感染の防止等の事項

（基本的事項）

・歯科医療安全管理のための医院体制

・院内感染対策のための体制づくり等に関する措置

・医薬品に関する安全確保のための措置

・医療機器に関する安全確保のための措置

・回　数　　１回／年

２　歯科保健医療機器整備事業（補助事業）

（１）目　　的

病院において、周術期等の口腔機能管理体制を整備し、必要な歯科治療を施すことや専門的口腔ケアを徹底することで、経口栄養摂取による体力回復期間の短縮やＱＯＬの向上を促進し、早期退院を支援する。

（２）事業概要

・事業内容　　病院における歯科保健医療機器の整備事業

・事業主体　　４病院

・補 助 率　　機器整備：１/３

（３）事業予定

実 施 主 体	内　　容
鹿教湯病院 （上田市）	嚥下内視鏡（VE）機器の新設整備
伊那中央病院 （伊那市）	歯科診療ユニットの新設整備
丸の内病院 （松本市）	簡易歯科診療チェアーの新設整備 JMS舌圧測定器の購入
大町総合病院 （大町市）	ポータブルユニットの新設整備

３　医科歯科連携研修事業（補助事業）

（１）目　　的

むし歯や歯周病の進行が、生活習慣病や全身疾患の憎悪に関連していることを理解し、医科分野と歯科分野の医療関係者が連携協議し、患者の生活習慣病や全身疾患の改善を図る体制を構築する。

（２）事業概要

・事業内容　　医科歯科連携のための協議会の設置と人材育成の研修会の開催
・事業主体　　１事業者
・補 助 率　　協議会・研修会開催：10/10

（３）事業予定

実 施 主 体	内　　容
長野県歯科医師会 （全県）	医科歯科連携研修会の開催 医科歯科連携協議会の開催 医科歯科連携協議会作業部会の開催

【在宅歯科口腔医療】

４　在宅歯科医療連携室整備事業（委託事業）

（１）目　　的

在宅歯科医療を推進するために、平成 23 年度に設置した連携室の円滑な運営を図り、県民が在宅歯科医療を受けやすい環境の整備、在宅歯科医療に関する情報提供や医科・介護など他分野との連携・調整を行い、地域における在宅歯科医療体制の構築を推進する。

（２）事業概要

（根拠）　長野県歯科保健推進条例　第 10 条（５）

○事業内容

・在宅歯科医療を希望する者への相談窓口の運営
・在宅歯科医療実施機関等への紹介・照会
・歯科医療機関への在宅歯科医療機器の貸出
・在宅歯科医療の実施に必要な関係機関・団体等との連絡調整
・在宅歯科医療実施機関や連携室の広報・紹介
・管内自治体や関係機関・団体等への事業の周知
・在宅での口腔ケア等を希望する者への相談受付

５　在宅歯科医療設備整備事業（補助事業）

（１）目　　的

在宅歯科医療に必要な医療機器等を整備し、訪問歯科診療を実施する医療機関等に貸出すことで在宅歯科医療の推進を図る。

（２）事業概要

・事業内容　　在宅歯科医療機器の設備整備事業
・事業主体　　１事業者
・補 助 率　　機器整備：１/３

（3）事業予定

実 施 主 体	内　　容
長野県歯科医師会 （全県）	在宅歯科医療用ポータブルレントゲンの新規設置

6　地域在宅歯科医療実施拠点事業　（補助事業）

（1）目　　的

在宅歯科医療を推進するため、県歯科医師会館内（長野市）に設置している在宅歯科医療連携室を中心として、地域で在宅歯科医療の拠点となる窓口を設置し、拠点圏域での在宅歯科医療機器の貸出、包括支援センターや訪問看護ステーション等との連携、照会、相談などについて、地域の実情に合わせて柔軟に対応する。

（2）事業概要

・事業内容　　在宅歯科医療連携拠点窓口設置・運営事業
・事業主体　　４事業者
・補 助 率　　窓口設置・運営：１/２

（3）事業予定

実施主体	内　　容
上伊那歯科医師会 （伊那市）	在宅歯科医療連携拠点窓口の運営
飯田下伊那歯科医師会 （飯田市）	在宅歯科医療連携拠点窓口の運営
安曇野市歯科医師会 （安曇野市）	在宅歯科医療連携拠点窓口の運営
大北歯科医師会 （大町市）	在宅歯科医療連携拠点窓口の運営

7　在宅歯科保健医療研修事業（補助事業）

（1）目　　的

在宅医療に携わる関係者等と在宅歯科医療に関して、協議・研修を行うことで、在宅での歯科医療や専門的口腔ケア、摂食嚥下機能訓練等に関する知識を普及啓発し、在宅療養患者の栄養状態の改善、誤嚥性肺炎の予防、生活の質の向上を図る。

（2）事業概要

・事業内容　　在宅療養患者のための歯科医療人材育成研修会
・事業主体　　６事業者
・補 助 率　　研修会開催費用：１/２又は10/10

（3）事業予定

実施主体	内　　容
丸の内病院 （松本市）	①在宅高齢者向け研修会の開催 ④地域医療介護連携研修シンポジウムの開催

上伊那歯科医師会 （伊那市）	②在宅歯科医療実施研修シンポジウムの開催 ③在宅歯科医療実施研修会の開催 ④地域医療介護連携研修会の開催
飯田下伊那歯科医師会 （飯田市）	①施設訪問歯科保健指導研修会の開催 ②在宅歯科医療実施研修シンポジウムの開催 ③在宅歯科医療実施研修会の開催
安曇野市歯科医師会 （安曇野市）	①施設訪問歯科保健指導研修会の開催 ②在宅歯科医療実施研修シンポジウムの開催 ③在宅歯科医療実施研修会の開催 ⑤在宅歯科医療研修会の開催 ○口腔ケア研究会の開催
大北歯科医師会 （大町市）	①施設訪問歯科保健指導研修会の開催 ②在宅歯科医療実施研修シンポジウムの開催 ③在宅歯科医療実施研修会の開催
長野県歯科衛生士会 （千曲市）	○専門的口腔ケア研修会の開催 ○有病者理解促進研修会の開催

【障がい者歯科口腔医療】

８　重度心身障がい者歯科診療施設運営事業補助金（補助事業）

（１）目　　的

重度心身障がい者の歯科診療は、診療従事者が多数必要になるとともに、患者１人当たりの診療時間も長時間を要する等不採算部門であるため、県が要請した重度心身障がい者歯科診療施設の運営に要する経費（給与費、材料費等）に対して助成し、重度心身障がい者歯科診療体制の確保と充実を図る。

（２）補助基準額

・初診　　@4,800 円　×　患者数

・再診　　@2,100 円　×　患者数

（３）補　助　率　　３/１　　※上限額１，３００千円／事業者

（４）補助事業者

・学校法人　松本歯科大学　　（松本歯科大学病院）

・日本赤十字社長野県支部　　（長野赤十字病院）

推　進　体　制

【長野県歯科保健推進センター】

１　長野県歯科保健推進センター設置推進事業

（１）目　　的

県の歯科保健施策を総合的・計画的に展開していくため、歯科口腔保健法第 15 条に基づく口腔保健支援センターを設置し事業の推進を図る。

（２）事業概要

平成 28 年４月に開設した「長野県歯科保健推進センター」を中心とした各種歯科保健事業の実施

○新　歯科健診（検診）の普及啓発

（１）目　　的

県民の健康増進の一環として、歯科健診の受診向上を目指し、普及啓発活動を行う。

（２）事業概要

各種媒体を活用し、広範囲への周知を図る。

ア　普及啓発の強化

・歯や口腔の健康は全身の健康に影響を与えており、定期的歯科健診は重要であることを県民や事業所等に周知

・歯科健診の実施施設や内容等に関して、関係者で連携して周知

イ　市町村や事業所等へ歯科健診事業対象者等の拡充に関する要請

県及び関係者で連携して歯科健診の必要性等について説明し、健診実施機会を増加するよう要請

○新　歯科衛生士の確保・定着支援

（１）目　　的

勤務を続ける上で悩みを抱える歯科衛生士に対する相談支援や出産・子育てを機に離職した未就業者に対する相談・復職支援等を行い、歯科衛生士の確保・定着を支援する。

（２）事業概要

ア　相談窓口等の体制整備

歯科衛生士を目指す者や就業・未就業歯科衛生士からの勤務等に関する相談を受け付け、必要なサポートを実施（出前講座も実施）

イ　歯科衛生士に対する就業支援

病院・歯科診療所等からの求人と未就業歯科衛生士の求職に係るマッチング等を支援（未就業歯科衛生士の実態把握）

ウ　復職支援研修の実施

未就業歯科衛生士等を対象に、最新の歯科医療情報の提供、実技指導等を行い、復職に向けた準備を支援（既存の研修会等も活用）

○　新　摂食嚥下機能に関する体制整備

（１）目　　的

高齢化の進展等により、摂食嚥下機能に課題を抱える高齢者等の増加が見込まれるなか、高齢者等が、医療機関・福祉施設・在宅等どこで生活していても必要となる予防・治療・リハビリが行えるように、摂食嚥下に関連する医療提供体制に関する情報提供、相談体制の強化及び人材育成等を行う。

（２）事業概要

ア　相談窓口等の体制整備

摂食嚥下に関する相談を関係者で連携して実施

イ　摂食嚥下に関する治療・リハビリ等に関する情報の提供

・摂食嚥下機能の重要性に関する情報を広く県民に提供

・摂食嚥下機能障がいの治療やリハビリ等を行う医療機関に関する情報について、患者や関係者等に提供

○　新　医科歯科連携の推進

（１）目　　的

がん治療に伴って発生する口内炎等の口腔内合併症について、普及啓発活動を行うとともに、同疾患についての医科・薬科の理解を促進し、がん患者の理解も深めることで疾患の治療におけるスムーズな連携を図る。

（２）事業概要

ア　普及啓発の推進

・糖尿病患者や心血管疾患を有する患者等に歯科口腔保健の重要性を啓発する媒体の作成

・がん検診を受ける人などに、歯科受診を勧奨するための媒体を作成

イ　現状の把握等

・がん患者への歯科受診の働きかけ（紹介方法）の状況や病院での栄養サポートチーム（NST）の構成等に関する実態を把握

・がん診療を行う医療機関から歯科診療所への受診紹介を行うシステムの検討

【施策の進捗管理】

２　長野県歯科保健推進県民会議

（１）目　　的

県民の健康増進につながる歯科疾患予防等歯の健康保持を推進させるために歯科保健の計画に係る事業展開を行うとともに、歯科保健事業の円滑な推進体制の整備を図る。

（２）事業概要

（根拠）　長野県歯科保健推進条例　第３・８・14 条

（内容）　長野県歯科保健推進条例に基づき策定した信州保健医療総合計画について進捗評価を行うとともに、地域の状況をふまえた歯科疾患の予防に対する取組、知識の普及啓発、意欲を高めるための運動促進等について、総合的に評価検討・協議するとともに、センターへの助言等を行う。

・回　数　　年２回開催